

区立児童相談所設置時の児童相談体制の一部見直し等について

児童相談所設置時の児童相談体制については、杉並子ども家庭支援センターが担っている「各地域型子ども家庭支援センター全体を統括する基幹的機能」を児童相談所が所掌事務として担うことを方針として決定したところです。

しかし、この間、児童相談行政を取り巻く環境が大きく変化していることから、児童相談所と子ども家庭支援センターがそれぞれの機能を着実に果たせるよう、以下のとおり当該決定の一部を見直し、新たな方針のもとで児童相談所の整備を進めていくこととしましたので報告します。

1 児童相談行政を取り巻く環境の変化（別紙参照）

- 子ども家庭支援センター、都立杉並児童相談所の虐待相談件数の急増・相談内容の複雑化
- 虐待相談件数の急増に伴う、子ども家庭支援センターケースワーカー数の増員及び児童相談所開設時の職員配置計画数の増員
- 児童虐待防止対策の強化に向けた国の方針

【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策】

（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

- ・児童相談所における人口当たりの児童福祉司の配置標準を4万人から3万人に1人に見直し
- ・一時保護所の個室化の推進や個別性を尊重した一時保護が行える環境整備

【児童福祉法改正案の概要公表】（令和6年4月施行）

- ・子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況を踏まえた、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等

2 児童相談所設置時の児童相談体制

- 上記を踏まえると、急増・複雑化する相談に迅速かつ適切に対応し、地域における虐待予防の一層の強化を図るためには、介入的機能を担う児童相談所と、子育て世帯のきめ細やかな支援を通じて児童虐待の予防的機能を担う子ども家庭支援センターを分離し、それぞれの機能が十分に発揮できる体制を整える必要がある。
- このことから、これまで児童相談所が所掌することとしていた地域型子ども家庭支援センターを統括する機能については、引き続き、杉並子ども家庭支援センターが担うこととする。
- また、児童相談所の整備予定地においては、児童相談所と杉並子ども家庭支援センターを同一施設内に整備することは施設規模から物理的に困難であるため、別に整備することを基本とするが、児童相談体制を構築する両機関を含めた関係機関の緊密な連携・協力の下、児童虐待対策を進めていくこととする。

3 杉並子ども家庭支援センターの移転

杉並子ども家庭支援センターは、現在の所在地に児童相談所を整備することに伴い、当面の間、以下のとおり移転する。

【移転場所】阿佐谷北1-4-2（旧認証保育所ポピンズナーサリースクール阿佐ヶ谷跡地）

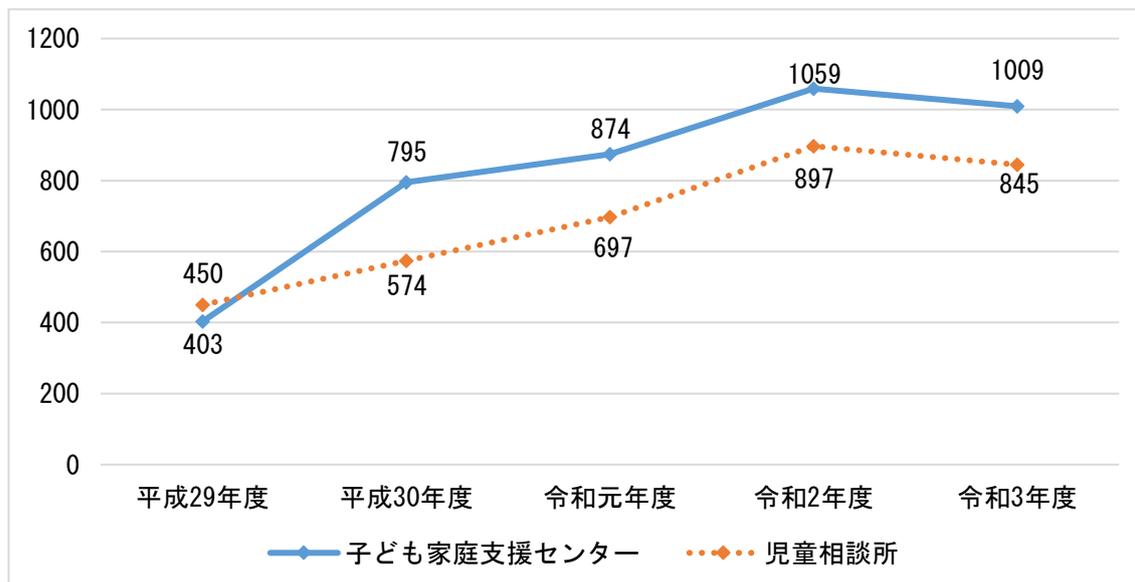
【延床面積】344.52㎡

【改修時期】令和5年11月～ 改修工事（予定）

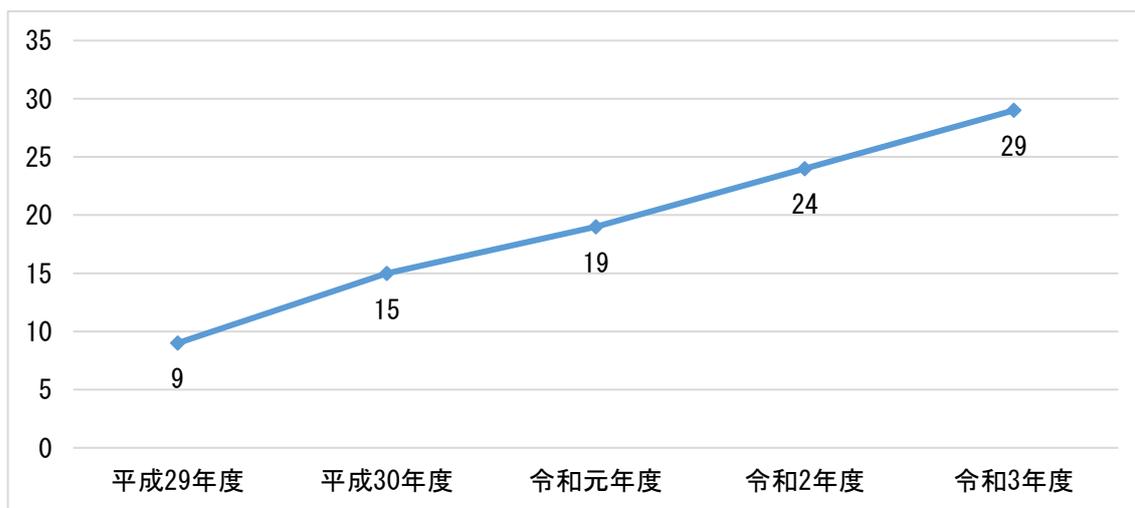
【移転時期】令和6年2月（予定）

児童相談行政を取り巻く環境の変化

1 区内児童虐待相談件数



2 子ども家庭支援センターケースワーカー数



3 児相開設時の職員配置計画数

